

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年8月15日（平成29年（行個）諮問第126号）

答申日：平成30年3月6日（平成29年度（行個）答申第203号）

事件名：本人に対する労災補償給付の支給決定に関する調査結果復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が平成27年特定月日付で特定労働基準監督署から支給決定を受けた労働者災害補償保険療養・休業補償給付等に係る調査結果復命書文書一式。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、岐阜労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年2月3日付け岐労発基0203第1号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

CDRではサイン等が開示されているが、紙面では不開示とよくわからない不適當なものであった。

憲法等で守られ定められている知る権利を害されている状態である為、これを訂正して下さい。

他にもあります。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、不開示理由として法14条3号のロを加え、法14条2号、3号のイ、ロ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

なお、別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、通番3、通番4及び通番6については、原処分において開示された情報から審査請求人が知り得る情報であるが、2(2)に述べるとおり、本来不開示とすべき情報であることから原処分を維持して不開示とし、既に原処分が開示した部分については、これを取り消して改めて不開示とする意味はないことから、これについても原処分を維持して、当該部分に限り開示することが妥当であると考えられる。

2 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「請求人が平成27年特定月日付で特定労働基準監督署から支給決定を受けた労働者災害補償保険療養・休業補償給付等に係る調査結果復命書文書一式。」である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、通番3、通番5、通番6、通番8、通番10、通番12、通番14及び通番17の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、通番1、通番4、通番11、通番13及び通番18の不開示部分は特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

(ア) 別表に記載した情報のうち、通番9及び通番15の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した情報のうち、通番 2 及び通番 1 6 の不開示部分は、特定事業場における請負契約に係る情報等である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法 1 4 条 3 号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法 1 4 条 3 号ロの不開示情報

別表に記載した情報のうち、通番 2、通番 1 4 及び通番 1 6 の不開示部分は、特定事業場における請負契約に係る情報等、当該事業場が一般に公にしていなかった情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法 1 4 条 3 号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

エ 法 1 4 条 7 号柱書きの不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、通番 1、通番 4、通番 1 1、通番 1 3 及び通番 1 8 の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記 2 ア (イ) で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 1 4 条 7 号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、通番 2 及び通番 1 6 の不開示部分は、請負契約に係る情報等、当該事業場が一般に公にしていなかった情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることは、上記ウで既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行

政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、不開示理由として法14条3号のロを加え、法14条2号、3号のイ、ロ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成29年8月15日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年9月14日 | 審議 |
| ④ | 平成30年1月25日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年3月2日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が平成27年特定月日付で特定労働基準監督署から支給決定を受けた労働者災害補償保険療養・休業補償給付等に係る調査結果復命書文書一式。」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当する部分を不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとするが、別表の4欄に掲げる部分については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当し、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の6欄に掲げる部分について

ア 通番1及び通番4

当該部分は、審査請求人の休業の必要に係る医師の意見であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分で開示されている医師の意見書から推認できる情報、又は当該意見書と同一の文書であると認められ、同号ただし書イに該当する。また、同様の理由により、これを開示しても、労働基準行政機関における労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

イ 通番3及び通番6

当該部分は、医師の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分で開示されている医師の意見書と同一の署名又は印影であると認められ、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

(2) 別表の6欄に掲げる部分以外の部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番5、通番6及び通番8

当該部分は、医師等の署名又は印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

法14条2号ただし書該当性について検討すると、個人の署名及び印影は、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても、署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番10、通番12及び通番17

当該部分は、特定事業場A及び特定事業場Bの担当者等の職、氏

名等並びに特定病院の担当者の氏であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

通番9及び通番15は、特定事業場B及び代表者の印影であり、当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これを開示すると当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号及び3号ロ該当性について

(ア) 通番14（下記（イ）を除く。）は、特定事業場B及び特定事業場Cの担当者の職、氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番14の1頁の30行目は、審査請求人の作業相手の連絡先であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

法15条2項による部分開示について検討すると、氏名が原処分で開示されていることから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

通番11, 通番13及び通番18は, 特定労働基準監督署の担当調査官が審査請求人以外の個人から聴取・確認した内容であり, 審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は, これを開示すると, 被聴取者が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし, 労災請求人側, 事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど事実関係についての客観的申述を得ることが困難になり, 労働基準行政機関における労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって, 当該部分は, 法14条7号柱書きに該当し, 同条2号について判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

オ 法14条3号イ及びロ並びに7号柱書き該当性について

通番2は, 特定工事における工期, 通番16の1頁は, 特定事業場Bが特定労働基準監督署に提出した特定工事における災害発生状況のうち, 工事の概要の延べ床面積, 一次下請の事業場名, 住所及び電話番号, 2頁は, 工事請負契約書の発注者, 設計図書の問題回答書枚数, 工期, 請負代金額, 請負代金の支払額等であり, 特定事業場Bの工事請負契約に係る情報であって, これを開示すると, 当該事業場の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって, 当該部分は, 法14条3号イに該当し, 同条3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから, 本件対象保有個人情報につき, その一部を法14条2号, 3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については, 諮問庁が同条2号, 3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち, 別表の6欄に掲げる部分を除く部分は, 同条2号, 3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので, 同条3号ロについて判断するまでもなく, 不開示とすることは妥当であるが, 別表の6欄に掲げる部分は, 同条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず, 開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文書番号	2 対象文書名	3 通番	4 不開示を維持する部分	5 不開示情報 (法14条該当号)				6 開示すべき部分
				2号	3号イ	3号ロ	7号柱書き	
1	保険給付 実地調査 復命書 (その 4)	1	2頁不開示部分	○			○	全て
		2	1頁不開示部分		○	○	○	
2	意見書の 提出につ いて等①	3	1頁医師署名及 び印影, 7頁医 師署名及び印影	○				全て
		4	1頁「依頼事項 にかか る意見」 欄不開示部分, 7頁「依頼事項 にかか る意見」 欄不開示部分	○			○	全て
3	意見書の 提出につ いて等②	5	1頁医師署名及 び印影, 3頁及 び4頁不開示部 分	○				
4	紹介状 (診療情 報提供 書)等	6	1頁医師署名, 2頁医師署名及 び印影, 3頁医 師及び受付者署 名, 5頁及び6 頁不開示部分, 8頁不開示部 分, 9頁「説明 者サイン」欄印 影, 10頁不開 示部分	○				1頁医 師署名
5	賃金台帳	7	—					
6	療養補償	8	1頁代表取締役	○				

	給付たる療養の給付請求書等		署名					
		9	1頁事業場印影		○			
7	保険給付実地調査復命書	10	1頁不開示部分, 2頁25行目不開示部分, 29行目2文字目ないし19文字目, 3頁不開示部分	○				
		11	2頁26行目ないし28行目, 30行目ないし最終行不開示部分	○			○	
8	関連資料①	12	1頁17行目及び21行目不開示部分	○				
		13	1頁22行目ないし24行目	○			○	
9	元請事業場提出資料	14	1頁5行目ないし6行目不開示部分, 8行目18文字目ないし26文字目, 9行目不開示部分, 30行目不開示部分	○		○		
		15	1頁事業場印影及び代表取締役印影, 2頁印影		○			
		16	1頁3行目不開示部分, 8行目5文字目ないし17文字目, 1		○	○	○	

			0行目不開示部分, 2頁「工事請負契約書」左側不開示部分, 「発注者」欄不開示部分, 「質問回答書」枚数, 「工期」欄不開示部分, 「請負代金額」欄不開示部分, 「請負代金の支払」欄不開示部分					
1 0	関連資料 ②	1 7	1頁4行目不開示部分	○				
		1 8	1頁6行目なし最終行不開示部分	○			○	
1 1	関連資料 ③	1 9	—					
1 2	関連資料 ④	2 0	—					
1 3	関連資料 ⑤	2 1	—					
1 4	関連資料 ⑥	2 2	—					